

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第9章 雜則	第9章 雜則
(法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>5</u> 項の規定の適用) 105の2—15 (省略)	(法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>6</u> 項の規定の適用) 105の2—15 (同左)
(「新たに得られた情報」の意義) 105の2—16 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>5</u> 項に規定する「新たに得られた情報」とは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知又は第2項の説明(105の2— <u>13</u> の「再度の説明」を含む。)に係る関税の調査において質問検査等を行った税関職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。	(「新たに得られた情報」の意義) 105の2—16 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>6</u> 項に規定する「新たに得られた情報」とは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知又は第2項の説明(105の2— <u>17</u> の「再度の説明」を含む。)に係る関税の調査において質問検査等を行った税関職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。
(注) 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。	(注) 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。
(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲) 105の2—17 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>5</u> 項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。	(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲) 105の2—17 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>6</u> 項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。
(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>5</u> 項の規定の適用) 105の2—18 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第4項の規定により事前通知した調査の対象となる期間以外の期間について質問検査等を行おうとする場合に	(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>6</u> 項の規定の適用) 105の2—18 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第4項の規定により事前通知した調査の対象となる期間以外の期間について質問検査等を行おうとする場合に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
おいて、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>5</u> 項の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。	おいて、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第 <u>6</u> 項の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。